

西条市外国語指導助手(A L T)派遣等委託業務

公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

西 条 市

## 西条市外国語指導助手(A L T)派遣等委託業務公募型プロポーザル実施要領

この要領は、西条市外国語指導助手(A L T)派遣等委託業務の事業予定者を公募型プロポーザル方式で選定するにあたり、必要な事項を定めるもの。

### 記

#### 1 業務の目的

令和2年度に改訂された新学習指導要領により、英語教育は「小学校3年生からの必修化」及び「小学校5年生からの教科化」が実施されている。

こうした背景を踏まえ、英語教育事業の中心となる外国語指導助手(A L T)の質・量の向上を図る必要がある。

A L Tの活用により、学力の向上は元より、異文化への理解の促進、国際感覚の醸成、英語を通じたコミュニケーション能力の向上により、グローバル社会でも将来活躍できる「心豊かにたくましく生きる西条っ子」の育成及び新たな教育環境の創出による本市の魅力発信により「選ばれるまち西条」の実現を目指すものである。

#### 2 業務の概要

##### (1) 業務名

西条市外国語指導助手(A L T)派遣等委託業務（以下、「本業務」という。）

##### (2) 委託事業者選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

##### (3) 業務内容

別紙「西条市外国語指導助手(A L T)派遣等委託業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）に記載のとおりとする。ただし、仕様書は、契約締結に当たって、事業予定者と選定された事業者の企画提案に応じて変更することがあるものとする。

##### (4) 契約期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）までとする。

##### (5) 提案上限金額

本業務の事業費上限額は、38,883,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。ただし、契約時の予定価格を示すものではなく、事業の最大規模を示すためのものであることに留意すること。

##### (6) 支払い条件

仕様書のとおりとする。

#### 3 担当課

- (1) 担当部署 西条市教育委員会事務局学校教育課学務指導係
- (2) 担当者 伊藤・木村
- (3) 所在地 愛媛県西条市明屋敷164番地
- (4) 電話番号 0897-56-5151 (内線5331)
- (5) FAX番号 0897-52-1210
- (6) メールアドレス gakkokyoiku@saijo-city.jp (課代表メールアドレス)

#### 4 スケジュール

日時	内容
令和6年4月9日(火)	募集の開始(公示日)
令和6年4月15日(月)	質問書の提出期限
令和6年4月19日(金)	質問書に対する回答
令和6年4月22日(月)	参加表明書提出期限
令和6年4月25日(木)	資格審査通知
令和6年4月26日(金) から 令和6年5月7日(火) まで	提案書受付期間
令和6年5月8日(水)【予定】	プレゼンテーション日程通知
令和6年5月15日(水)【予定】	プレゼンテーション
令和6年5月17日(金)【予定】	審査結果通知
令和6年5月下旬	契約締結予定
契約締結後から 令和7年3月31日(月) まで	事業実施

※市の都合により、スケジュールは変更する場合があります。

#### 5 参加資格

次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 対象業務における西条市での競争入札参加資格を有しているまたは同等の基準を満たしていると市長が特に認めたもの。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続き開始の申立てをしている者で

ないこと。

- (5) 西条市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (7) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (8) 国や地方公共団体、民間企業での同種・類似業務の実績があり、本業務を遂行する技術や能力、健全な財政能力を十分に有していること。

## 6 参加申し込み

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、様式第1号「参加表明書」及び必要書類を提出すること。

### (1) 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

- ア 提出期限 令和6年4月22日(月)午後5時15分(必着)
- イ 提出場所 西条市教育委員会事務局学校教育課
- ウ 提出方法 持参又は書留郵便(持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで)

### (2) 提出書類

内容は、次のとおりとする。グループを結成した場合、構成員(代表者を除く)は、下記のア、イを除く書類を提出すること。

なお、下記のキからスの書類については、西条市での競争入札参加資格を有していない者に限る。

- ア 公募型プロポーザル参加表明書 様式第1号
- イ グループ届出書 様式第2号(当該業務を共同で実施するため、グループを結成する場合に限る。)
- ウ 会社概要書 様式第3号
- エ 類似業務受託実績表 様式第4号
- オ 西条市暴力団排除条例に関する誓約書 様式第5号
- カ 委任状 (様式第6号。対象業務において代理人を置く場合に限る。)
- キ 納税証明書
  - (ア) 納期到来分までの法人税(個人の場合は所得税)、消費税及び地方消費税  
【未納がない証明】
  - (イ) 西条市内に本社(店)、支社(店)又は営業所等を有する場合は、納期到来分までの市税全般 【未納がない証明】
- ク 身分証明書(発行後3ヶ月以内のもの。個人に限る。)
- ケ 住民票の写し(発行後3ヶ月以内のもの。個人に限る。)

コ 登記簿謄本（発行後3ヶ月以内のもの。法人に限る。）

サ 営業所表 様式第7号

シ 決算書（直前決算のもの。法人については貸借対照表及び損益計算書並びに株主資本等変動計算書、個人については、貸借対照表及び損益計算書）

ス 西条市物品の買入れ等に係る競争入札（見積）参加資格審査申込書等

※参加表明書等を提出しようとする時点において、対象業務における西条市での競争入札参加資格を有しないものは、「令和6年度 西条市物品の買入れ等に係る競争入札（見積）参加資格審査申請書提出要領」に基づき、別途提出する。

(3) 提出部数

・紙媒体各1部

・PDF形式データで格納したCD-R等の電子記録媒体1部

（電子格納媒体には、書き込み不可処理を施すこと。また、ファイル名についてはデータ内容及び提出者が明確に分かるよう付すること。）

(4) その他

提出書類等の作成等に係る一切の費用は、申込者において負担すること。また、不慮の事故による紛失又は遅配については考慮しない。

(5) 参加資格の審査

提出資料を基に参加資格の審査を行い、令和6年4月25日（木）までに参加資格の審査結果について、参加申込みのあった全ての事業者へ電子メールで通知する予定である。参加資格を有すると確認できた事業者（以下「参加事業者」という。）には、提案書等の提出及びプレゼンテーションへの参加を求める。

7 非選定理由に関する事項

(1) 様式第1号「参加表明書」を提出した者のうち、提案書を提出していただく者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を市長（学校教育課）から書面（非選定通知書）で通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（西条市の休日を定める条例（平成16年条例第2号）第1条に規定する市の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、市長（学校教育課）に対して書面で非選定理由の説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。

受付場所：西条市教育委員会事務局学校教育課

受付時間：午前8時30分から午後5時15分（※休日を除く。）

(3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。

(4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申立てることができる。

## 8 質問の受付

(1) 質問は、質問書（様式第8号）により提出すること。

なお、質問がない場合は、質問書の提出は必要ない。

ア 提出期限 令和6年4月15日（月）午後5時15分（必着）

イ 提出場所 西条市教育委員会事務局学校教育課

ウ 提出方法 電子メールで、以下のアドレスへ送信すること。

（送信先アドレス） gakkokyoiku@saijo-city.jp

(2) 回答は、西条市ホームページ上で公開する。

なお、本プロポーザルの実施要領や仕様書に記載する内容の追加又は記載とみなす。

ア 回答日 令和6年4月19日（金）予定

イ 回答場所 西条市ホームページ

ウ 回答方法 電子データ

## 9 提案書等の提出期限等

(1) 参加事業者は、以下のとおり選定に必要な書類（以下、「提出書類」という。）を期限までに提出すること。

ア 提出期限 令和6年5月7日（火）午後5時15分（必着）

イ 提出場所 西条市教育委員会事務局学校教育課

ウ 提出方法 持参又は書留郵便（持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで）

エ 提出部数 紙媒体1部

PDF形式で格納したCD-R等の電子記録媒体1部

(2) 提出書類

書類名	摘要
① 提案書	提案内容は、次に掲げる様式により、文章・表・図面等により簡潔かつ明瞭に記述すること。 様式9 提案書（表紙） 様式9-1 業務の実施体制及び事業スケジュール等について 様式9-2 都市間協定について 様式9-3 ALTの能力及び管理体制について 様式9-4 危機管理体制について 様式9-5 企画内容について 様式9-6 その他について 用紙はA4版とし、合計20ページ以内で作成すること。
② 見積書	西条市外国語指導助手（ALT）派遣等委託業務見積書（任意様式） ただし、交流協定締結業務と派遣ALTの業務の見積は別々に見積

	書を作成すること。
③その他	会社概要のパンフレット等
(提出書類作成に関する注意事項)	
※ 紙媒体について	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日本工業規格A4横書きとし、両面印刷で長辺2箇所綴じ（ファイリング）とすること。</li> <li>・ ページ番号を付番し、字体はMS明朝体、文字サイズは11ポイント以上とすること。</li> <li>・ パンフレット等のサイズは問わない。</li> </ul>	
※ PDFデータについて	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ①及び②について、それぞれ1ファイルのデータを生成すること。</li> <li>・ ③については、紙媒体のパンフレットの場合はスキャン等によりPDFデータ化すること。</li> <li>・ ファイル名については、データ内容と提出者が明確に分かるよう付すること。</li> </ul>	

## 10 選定方法

- (1) 本市が設置する選定委員会の委員が、評価基準により参加事業者を評価し、受託候補者を選定する。
- (2) 選定委員会において、提案書の審査及びプレゼンテーションを実施する。
- (3) プレゼンテーションの概要は次のとおりとする。
  - ア 日時 令和6年5月15日（水）（予定）とし、詳細については別途連絡する。
  - イ 場所 場所等の詳細については別途連絡する。
  - ウ 人数 3名以下
  - エ 時間 15分間以内のプレゼンテーションの後、提出書類の内容等に関する質疑応答（15分程度）を行う予定である。参加事業者ごとの開始時間等は別途連絡する。
  - オ 機器 パソコン等の必要な機器については、提案者が準備すること。大型ディスプレイ（65インチ程度）及びHDMIケーブル等については、本市が準備する。
  - カ その他 提出した提案書に基づき説明を行うものとし、内容の変更や追加は認めない。ただし、Microsoft PowerPoint等の使用のため編集することは可とする。
- (4) 参加事業者の提案内容により、評価基準に基づき独立して参加事業者の提案の優劣を判定する。選定委員会において、各委員の評価点の合計が基準点以上で、かつ事業者の中から一位の者に決定する。基準点は、各委員の持ち点を合計した点数（満点）の5

割とする。ただし、最高点の者が複数いる場合は、見積金額の安価な者を受託候補者として選定する。

なお、評価点の合計が同点で見積金額が同額である者が複数いる場合は、選定委員会委員長の評価点のいずれか高い者を受託候補者として選定する。

(5) 参加事業者が1者のみの場合であっても評価は実施し、評価の結果において基準点を満たすときは当該提案者を受託候補者とする。また、基準点に満たない場合、又は参加申込みが無い場合は再度検討する。

(6) 選定における評価基準は次の表のとおりとする。

【評価基準】

評価項目	NO	評価の視点
1 会社概要	1	教育に対する企業理念やコンセプト
	2	労働者派遣業務遂行能力（法令順守、実施体制、ノウハウ等）
2 業務実績	3	他自治体における類似業務の受託実績について、業務の特性や課題に対する取組状況
3 都市間協定	4	協定先としての適切性（人口規模、地理的要因等）
4 ALT の能力及び管理体制	5	ALT の能力等（経歴、資格、免許、実績等）
	6	ALT のサービス管理体制（勤務状況の把握方法、当日の欠勤・遅刻等の連絡体制、業務報告方法、事故防止、休暇等）
	7	ALT の労務管理体制（組織・人員・業務内容・住居支援・交通費・保険加入等、その他）
	8	教育委員会との連絡体制及び学校や教育委員会からの要望や苦情の対応
5 危機管理体制	9	ALT の欠勤に備えた体制（代替要員の配置・勤務日の振替）
	10	学校からのALT 交替要請、事業者都合によるALT 交替に備えた体制および代替要員の配置
6 企画内容	11	ALT の研修状況、育成方法等
	12	西条市の目指すまちづくりへの理解度
	13	小中学生が英語に抵抗感を持たないために効果的な授業の企画
	14	語学能力等が向上したことが計測可能な指標の提案
	15	独自の提案やアピール



### 1.1 非特定理由に関する事項

- (1) 提出した提案書が選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知書）で通知する。
- (2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、市長に対して書面で非特定理由について説明を求めることができる。  
なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりとする。  
受付場所：西条市教育委員会事務局学校教育課  
受付時間：午前8時30分から午後5時15分（※休日を除く。）
- (3) 上記（2）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内に書面で行う。
- (4) 上記（3）の回答を受けた者は、その回答に不服がある場合は、回答を受理した日の翌日から起算して10日以内に市長に対して申立てることができる。

### 1.2 審査結果の公表

選定結果については、西条市プロポーザル方式実施要綱第11条の規定により公表する。

上記の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に、書面により市長（学校教育課）に対して説明を求めることができる。

なお、説明請求の受付時間は、午前8時30分から午後5時15分まで（休日を除く。）とする。

### 1.3 契約締結等

受託候補者として特定された者（以下「特定者」という。）は、速やかに、本市と選定された提案内容を基に、本業務仕様書の内容について協議し、その内容を決定する。

内容が決定した後、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による随意契約の方法により本市と特定者との間で契約を締結する。なお、協議に必要な資料については、特定者が作成するものとする。また、特定者が何らかの理由により契約の締結ができなかった場合、次点の参加事業者と契約交渉を行うものとする。

### 1.4 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「5 参加資格」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 委員会又は事務局職員等関係者に本プロポーザルに対する助言を求めた場合
- (3) 見積額が事業費上限額を超えている場合
- (4) 提出期限を過ぎて関係書類が提出された場合
- (5) プレゼンテーションに参加しなかった場合

- (6) 選定の公平性を害する行為があった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案に当たり著しく信義に反する行為等、委員会が失格であると認めた場合

#### 1 5 その他

- (1) 書類提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、直ちに書面（任意様式）によりその旨を「3 担当課」まで提出すること。
- (2) 本プロポーザルに参加するために必要な費用は、全額参加者の負担とする。
- (3) やむを得ない理由等により、本プロポーザルを中止することがあった場合において、本プロポーザルに要した費用を本市に損害賠償請求することはできない。
- (4) 提出書類は原則として日本語を用いることとする。外国語で記載する必要がある箇所は、日本語で注釈（訳文等）を付記する。
- (5) 提出書類等の作成に用いる通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (6) 提出された提案書は返却しない。
- (7) 提出期限以降における提案書の差替え及び再提出は認めない。
- (8) 提出書類の著作権は参加事業者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザル結果の報告、公表等のために必要な場合（西条市情報公開条例に基づき公表する場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (9) 本プロポーザルは事業候補者の選定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (10) 本実施要領に定めるもののほか、必要な事項については市が別に定める。